

# 常任委員会報告

(2月定例会付託議案審査の主なものを報告します)

## 総務財務委員会



議38〜40 市営新宮沖住宅建設工事請負契約締結について

【概要】議第38号は建築主体工事で契約金額13億9365万500円、議第39号は機械設備工事で契約金額1億6819万円、議第40号は電気設備工事で契約金額1億6222万8千円、履行期限をいずれも令和6年9月30日とするもの。

### 【主な質疑】

問 議第38号で応札のあった2者ともに同額で入札している。同額となった理由と最終的に1者が選定された経緯は。

答 本市では、落札額の下限となる最低制限価格の範囲を予定価格の75%から92%の間としており、2者とも最低制限価格が予定価格の92%となると想定し入札したものと推察される。

落札者の選定は電子くじによる抽選で決定した。

問 議第39号について、調査基準

価格を下回ったため実施された低入札価格調査の結果、技術者の配置基準を満たさず失格となった業者は、次回の入札参加は認められるのか。

答 この度は2者から入札があり、両者とも低入札価格となった。調査した結果、そのうち1者は2名の監理技術者の配置を想定していなかったため失格となった。落札決定前に判明したため次回入札時のペナルティはない。

### 【採決】

採決の結果、議第36号他5件は、全員一致、原案どおり可決した。



市営新宮沖住宅 (完成予想図)

## 厚生文教委員会



議42 三原市地域共生基金条例制定について

【概要】三原市地域振興基金、三原市地域福祉基金及び三原市社会福祉基金の設置目的が重複しているため、3基金を統合し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉施策に幅広く活用するため、新たに基金(約8億円)を設置するもの。

### 【主な質疑】

問 廃止する3基金の設置の経緯と、新たに設置する地域共生基金の目的及び基金を活用して実施する事業はどのようなものか。

答 3基金は、交付税や寄付金を原資として、合併前の旧市町において、高齢者や障害者、児童の保健福祉など地域福祉の増進を目的に設立されたものである。地域共生社会の実現が求められる一方、新たな事業の財源の確保のため、3基金を統合し、令和5年度は重層的支援体制整備事業、ひきこもり支援事業、障害者就労支援事業等実施予定である。

議46 三原市放課後児童クラブ運営条例の一部改正について

【概要】子育て支援策強化のための財源確保と、受益者負担の適正化を図るため、放課後児童クラブの保護者負担金額を見直す(令和6年4月施行予定)とともに多子世帯への軽減制度を導入するため、条例の一部を改正するもの。

### 【主な質疑】

問 国や市が「子育て支援」を重要な施策の一つとする方針を打ち出す中で、放課後児童クラブの保護者負担金を増額する理由は。

答 子育て支援策の強化に取り組む中で、放課後児童クラブを含む子育て支援サービスの充実を図るための財源の確保や今後の安定的な運営等、総合的に判断したもので、国が示す基準より低額に据え置いてきた保護者負担額を見直し、運営状況に見合った利用料の負担とするためである。



### 【採決】

採決の結果、議第46号は賛成多数、残余の5件は、全員一致で原案どおり可決した。



議48 三原市水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

【概要】本市水道事業が本年4月1日から、広島県水道広域連合企業団の条例適用となることから、本市水道事業に係る4つの条例を廃止するもの。

【主な質疑】

問 本市の水道事業に関する全ての条例が廃止されるが、必要な規程は企業団の条例に適切に反映されるのか。

答 あらたに企業団条例として制定された条例に、それぞれ引き継がれる。

問 本市で廃止される条例と企業団の条例との差異や、今後運営していく上での支障はないのか。

答 企業団条例を適用するほとんどの業務については、事前に本市条例を企業団に提供し調整が行われており問題はない。なお、本市から派遣する職員の給与については派遣元である本市の給与規定に基づき支払われる。



水道企業団三原事務所

議49 三原市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

【概要】本市と県が共用する県本郷取水場から皆実分岐点の間の施設等の管理運営事務を企業団で行うことになるため、事務委託の廃止に関する議決を求めるもの。

【採決】

採決の結果、議第48号他1件は、全員一致、原案どおり可決した。

行政説明案件

（市政上の重要な事項について、市からの説明）

「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」の制定について

【概要】本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きる事ができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざすことを基本理念に、市は人権施策を総合的かつ計画的に推進すること、市民や事業者は互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めることなどを規定する。なお、本条例に罰則は設けない。

- ・3月パブリックコメントの実施
- ・6月議案提出、10月施行予定

「手話言語条例」の制定について

【概要】手話は言語であることの認識に基づき、基本理念、市や事業者の責務、市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本事項を定めることにより、全ての市民が、聴覚の有無によって隔てられることなく、共生することができると地域社会を実現することを目的に制定する。

- ・3月パブリックコメントの実施

- ・6月議案提出予定

公共土木施設の異常通報に係るデジタル化の取組について

【概要】道路・河川に異常があった際の市への連絡方法について、ラインやホームページを用いた受付を可能とするシステムを構築したため、行政間他で試行運用を行うもの。

【主な質疑】

問 写真も添付でき便利になるが、費用対効果はどうか。

答 全庁的なクラウドサービスを活用して職員自ら開発したシステムのため、コストはかかっていない。また、データ整理の時間削減やペーパーレス化が期待される。

問 システムへの入口（アクセス）はどうするのか。

答 市ホームページに入口の掲載をするが、市の公式ラインのトップページ下段のメニューにも設け、利用しやすいようにしたい。



デジタルを用いた異常通報システム（イメージ）